「高校生のための学びの基礎診断」に関する手続の流れ(たたき台)

申請夏頃

審査

認 定・情 報 提 供 初冬

○申請単位(=認定単位)

- ・ 教科が複数あるものは原則まとめて1件。
- ・ 学習進度によって各回の出題範囲が異なる 一連の試験等はまとめて1件。

○申請書類

- · 申請書様式(資料3)
- ・ 測定しようとする資質・能力の具体的内容 (資料4)
- サンプル問題(資料5)
 - ※ 各教科につき大問2題
 - ※ 主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題について1問以上提出を求める
- ・実施要項・学校用実施マニュアル

○審査手順

- ① 事務局による形式要件の確認
- ②審査員による分担審査
 - ・審査員は、教科専門、高校教育関係、テスト運営、テスト理論・教育測定等の有 識者で構成
 - ・事務局経由で審査員と事業者の間の書面 を通じたやり取り(質問・指摘→回答の 往還)
 - ・懸念点等に対する指摘事項の案の作成
 - ・ 必要に応じてヒアリングを実施

③ 審査会による全体審査

- ・ 分担審査を行った審査員全員やその他の 有識者による全体審査
- 「認定」又は「不認定」の決定
- ・ (認定の場合) 懸念点等に対する指摘事 項の決定

事 後 チェック 事業年度終了後~6月末

毎事業年度終了後、以下の事項等について事業概要報告を求める(資料8)。

• 実施校数

- 受検者数
- ・ 受検者全体の傾向(全体・領域別)
- ・ 試験実施後の検証内容(正答率や解答内容を踏まえたテスト仕様の検証など)
- ・ 今後の改良の方向性(上記検証や利用者の状況を踏まえた改良方針など)

○認定

- 認定された測定ツールについては、 事業者にその旨及び指摘事項を通知。
- ・ 認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を通知。

○情報提供

- ・認定された測定ツールについては、 文部科学省ホームページで、基本情報(測定ツール名、対象教科、測定 ツールの概要など)のほか、申請書類 の記載内容や事業者への指摘事項を 情報提供(資料6)。
- ・ 教育委員会等に対しても趣旨の周知 と併せて上記内容を通知。

○認定の効果と取消し

- ・認定の有効期間は認定したときから3年後の年度末まで(資料7)。
 - ※ 認定自体は何ら法的効果を伴うものではなく、基準適合性を確認したという性質
- ・認定要件(注)を欠くことや欠くおそれが判明した場合には、必要に応じて審査会を経て、認定取消し。
 - (注)事前審査で適合性を確認する認定基準 及び認定後の遵守事項を含む。